

(名称)

第1条 この基金は、「香陵運動部支援基金」という。

(事務所)

第2条 この基金は、事務所を沼津市岡宮812香陵同窓会内に置く。

(目的)

第3条 この基金は、母校の精神である文武両道の理念のもと、運動部活動を支援することによりその水準向上及び振興を図り、もって母校の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この基金は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 活躍が期待される個人または部の支援
- (2) 運動各部の活動に功労のあった指導者の支援
- (3) その他運動部の支援に必要な事。

(基金の構成)

第5条 この基金の構成は、次の通りとする。

- (1) 同窓会からの寄付金
- (2) 同窓会員が経営する法人からの寄付金
- (3) その他第3条の目的に賛同する者からの寄付金

(基金の管理)

第6条 この基金の管理は、香陵同窓会運動部支援委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(会計年度)

第7条 この基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第8条 この基金の会計監査は、年度終了後速やかに監査人が実施する。

(監査人)

第9条 この基金の監査人は、香陵同窓会の監事とする。

(会計報告)

第10条 この基金の会計報告は、会計監査終了後速やかに香陵同窓会の代表幹事会に対して行う。

(基金の運用)

第11条 この基金の運用方法については、別に定める「香陵運動部支援基金運用規定」に基づいて行う。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議のうえ、委員長が決定する。

(基金の設立)

第13条 この基金の設立は、平成16年 月 日とする。